文書管理規程

(目的)

第1条 この規程は、事務局規程第 10 条の規定に基づき、NPO 法人コバルトブルー下関ライフセービングクラブ (以下「この法人」という。) における文書の取扱いについて定め、事務を正確かつ効率的に処理することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、法人文書とは、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に頒布又は販売することを目的として発行されるものを除く、この法人の役員、評議員又は職員が業務上取扱う文書、図面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録を含む。)であって、この法人が保有しているものをいう。

(事務処理の原則)

- 第3条 この法人の事務は、軽微なものを除き、文書により処理するものとする。
- 2 前項の規定に基づき文書によらないことができる場合を除き、文書によらないで事務 を処理したときは、遅滞なく当該事務の内容に応じて適切な内容の文書を作成及び保管 し、事後に支障を来さないようにしなければならない。

(取扱いの原則)

第4条 法人文書の取扱いは、責任の所在を明らかにして正確かつ迅速に行うとともに、取 扱いに係る法人文書を常に整理し、その所在を明らかにしておかなければならない。

(整理及び保管)

第5条 法人文書の整理及び保管は、この規程に別途定める場合を除き、原則として当該 法人文書に係る業務を行う部署において行う。

(保存期間)

- 第6条 文書の保存期間は、法令その他特別に定めのある場合のほか、帳簿はその閉鎖のとき、その他の文書は編綴のときから起算し、以下の4種類に区分する。
- ①永久保存
- ② 5 年保存
- ③3年保存
- ④ 1 年保存

(廃棄)

- 第7条 保存期間を経過した保存文書は廃棄する。ただし、廃棄時において理事と文書管理 責任者(事務局長)が協議の上、特に必要と認められたときは保存期間を延長することが できる。
- 2. 保存期間内の文書であっても保存の必要がなくなったものについては、前項の手続きを 経て廃棄することができる。
- 3. 廃棄処分にした文書は、保存文書目録に廃棄年月日を記入しておかなければならない。

(改 廃)

第8条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、令和2年2月1日から施行する。(令和2年1月24日 理事会決議)